3　締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。
(a)　全ての免許基準及び免許に係る決定を行うために通常必要とされる合理的な期間
(b)　個別の免許の条件
4　各締約国は、免許に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。各締約国は、免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われた場合において、申請者の要請があったときは、原則として書面により、拒否又は取消しの理由を当該申請者に通知する。この場合には、当該申請者は、第八・五十四条に規定する申立機関に申し立てることができる。
5　各締約国は、電気通信網又は電気通信サービスの提供者に課される行政上の手数料が客観的であり、透明性があり、及び自国の規制当局の行政上の費用に応じたものであることを確保する。当該行政上の手数料には、希少な資源を利用する権利のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

第八・五十二条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を開かれた、客観的な、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない態様で適時に実施する。
2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に入手可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。
3　スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国による措置自体は、第八・七条及び第八・十五条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利をこの協定の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

第八・五十三条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に関する措置が公に入手可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。
(a)　料金その他のサービスの条件
(b)　技術的インタフェースの仕様
(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採用について責任を負う機関
(d)　公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件
(e)　該当する場合には、届出、許可、登録又は免許の要件

第八・五十四条　電気通信に関する紛争の解決

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、この款の規定から生ずる当該提供者の権利及び義務に関連する紛争を解決するため、一方の締約国の規制当局を適時に利用することができることを確保する。このような場合には、当該規制当局は、不当に遅滞することなく当該紛争を解決するため、適当な場合には、拘束力のある決定を行うことを目標とする。
2　規制当局は、紛争の解決の要請に対していかなる行動を開始することも拒否する場合には、要請に応じ、合理的な期間内に、自己の決定について書面により説明する。
3　規制当局は、業務上の秘密に関する要件を考慮した上で、締約国の法令に従い、紛争を解決する決定を公に入手可能なものとする。
4　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって、自国の規制当局の決定に不服を有するものが、当該規制当局又は独立した申立機関（司法当局であるかないかを問わない。）による当該決定についての審査を受けることができることを確保する。
5　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって、自国の規制当局又は独立した申立機関（司法当局でない場合に限る。）の決定により影響を受けるものが、独立した司法当局による当該決定についての更なる審査を受けることができることを確保する。ただし、当該提供者が各締約国の法令に従い当該規制当局又は独立した申立機関が最終的な決定を行う手続を受け入れる場合は、この限りでない。
6　締約国は、関連する申立機関又は司法当局が規制当局の決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、申立機関又は司法当局による審査の申請を行ったことが当該決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。
7　1から3までに規定する手続は、関係する当事者が司法当局に訴えを提起することを妨げるものではない。

第八・五十五条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信の伝送網及び伝送サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第八・五十六条　情報の秘密性

各締約国は、サービスの貿易を不当に制限することなく、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスにおける電気通信の秘密及び利用者の関連する通信記録の秘密性を確保する。

第八・五十七条　国際移動端末ローミング（注）

注　この条の規定は、欧州連合内のローミング・サービス（公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供される商業用移動端末サービスであって、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信の伝送網が存在する欧州連合構成国以外の欧州連合構成国において、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とするもの）については、適用しない。

1　各締約国は、両締約国間の貿易の拡大を促進し、及び消費者の福祉を向上させるため、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努める。
2　各締約国は、国際移動端末ローミングの料金及びローミング・サービスの技術的な代替手段に関し、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の手段をとることを選択することができる。
(a)　消費者が小売料金に関する情報を容易に入手することができることを確保すること。
(b)　ローミングの技術的な代替手段であって、一方の締約国の領域を他方の締約国の領域から訪問している消費者が自己の選択する装置を利用して電気通信サービスにアクセスすることを可能とするものを利用することに対する障害を最小限にすること。
3　一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、他方の締約国の領域を訪問している最終利用者に提供される音声、データ及びテキストメッセージのための国際移動端末ローミング・サービスの小売料金に関する情報を公に入手可能なものとするよう奨励する。
4　この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。